

2016 | No.517
4月号

佐那河内ピラナ

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

美しい花に囲まれ記念撮影



天一神社横の畑で育てたチューリップと嵯峨川沿いの桜。
お花見の前に天一神社の清掃作業。毎月の楽しいヒトキと一緒に過ごします。



人のうごき [平成28年3月31日現在] | 人口 2,488人 (-7) 男 1,211人 (-5) 女 1,277人 (-2) 世帯数 950(-1)
[IP電話番号] 村役場代表 5000~5004 議会事務局 5005~5006 社会福祉協議会 5007
総務企画課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970
住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 保育所 ☎679-2217
議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304 ○役場共通 FAX 679-2125
※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 IP.5000~5004
[教育委員会] ☎679-2817 FAX 679-2173

平成28年度

施政方針

佐那河内村長 岩城福治



政府は、急速な少子高齢化の進展に伴い、国と地方が総力を挙げて取り組む「まち・ひと・しごと総合戦略」策定により、活力ある一億総活躍社会の実現をめざしています。また同様に、徳島県も「とくしま回帰総合戦略」を策定し、「新しい人の流れづくり」「地域における仕事づくり」「結婚・出産・子育ての環境づくり」「活力ある暮らしやすい地域づくり」に取り組む宣言を行っています。

これに伴い、本村において、次の取り組みに加えて、「地方創生総合戦略と人口ビジョン」を掲げ、今後、移住・定住対策など、的確で実効性ある施策を行いつつ、新たな村の振興に努めてまいります。

防災力の強化

勝浦町では、救急業務を民間委託する契約が締結されました。本村において救急救命士の資格を持った隊員がないことから、村民の皆様に不安を与えています。消防団員の高齢化・後継者不足により、切望されている常備消防配備も含め、対応について検討を進めてまいります。

なお、庁舎建築については、住民サービスの拠点で、地域の防災拠点でもあることから、早急な建設が必要で、中断していた建築検討委員会を再開し、早期建築をはかります。

人口対策・若者対策

佐那河内村の人口は、5年ごとに実施されている国勢調査によると、前回調査の2,588人から296人減少し2,292人になっていて、想定を上回る減少率となっています。そこで早急に、①仕事・雇用の創出②新しい人の流れを作る③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる④小さな拠点の整備や地域連携など村づくりの推進。この4点を柱とした基本施策を打ち立て、佐那河内村のライフスタイルを発信することで、人口増に結びつく地方創生に取り組

んでまいります。

特に、空き家改修事業ではかなりの成果を挙げていますが、多くの村への移住・定住の需要に応え切れていない現状に鑑み、住居の確保についても積極的に進めていきたいと考えています。

健康で元気に暮らせるむら

子どもや高齢者、障がい者などを大切にし、村民が安全安心を実感できるむらづくりが重要なテーマの一つであると考え、福祉の充実を図ります。

特に、介護の必要な老人などに対し、家族の介護負担費の軽減、日常生活の改善、福祉の増進に資することを目的に、村社会福祉協議会と連携し、紙おむつ支給事業を開始いたします。

また、高齢者の貴重な移動手段として活用されている、村高齢者等バス無料乗車証交付事業や、タクシー運賃助成事業を継続することにより健康寿命の延伸をはかります。

子育て支援策として、不妊で悩むご夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に対する村費の上乗せを行います。

国民健康保険については、被保険者数の減少によって国民健康保険税が減収しています。しかし、被

保険者数の減少と相応に医療費の減少にはつながっていない状況があり、今後も厳しい財政運営を余儀なくされています。このため、医療費抑制や徴収対策に全力で取り組んでいますが、多額の財源不足が見込まれ、税率等の改定を実施し、健全な国保財政の確立を図ってまいります。

農業振興

本村はミカン・スダチ・さくらももいちご・シイタケ・キウイフルーツなど、様々な特産物を有する農業立村です。高齢化や後継者の減少に伴って耕作放棄地が増加しています。現在、JAとともに、「大川原ネギ」や「菜の花」「甘長トウガラシ」に次ぐ軽量・高収益を基本とした、新たな特産物の掘り起こしを進めているところです。

イノシシやシカなど鳥獣による被害が農作物の生産を脅かしている現状において、電柵・ワナに加えて、駆除員の雇用などにより鳥獣害対策を行うことで、被害の縮小に努め、農業者の不安解消をはかります。

また、季節的な労働者確保についても高齢化における重要な問題であり、有効な手段を探ってまいります。

子育て・村育について

本年度から、社会教育の一環として『放課後こども英語教室』を実施して、小さい頃から英語に接しながら、生きた英語力を習得してもらい、グローバル化に対応した教育を行っていきたいと考えています。

また、保護者の皆さんにご心配をおかけしています保育所については、新年度から正規職員を増員することで、子育て支援に関する様々なニーズに対応した取り組みを強化することとしました。これにより、子育ての専門機関としての機能の改善、実質化が図られ、子育て・村育の充実が図られるものと確

信しています。

本年1月には総合教育会議も設置されたことに伴い、教育委員会と共に、十分意思疎通を図りながら、子育て支援・村育に尽力していきたいと考えています。

ゴミ処理について

一般廃棄物については、33分類の分別収集を徹底することで焼却ごみの減量化に努めてまいります。また、家庭用生ゴミについては、各家庭で処理をお願いしていましたが、4月から追上駐車場の集積所で分別収集を開始いたしました。当面は、週1回の頻度で収集をさせて頂きながら、収集量の把握及び排出者の意見を参考に、処理方法について検討を加えてまいります。

生活基盤整備の促進

現在、国道438号上八万一ノ瀬工区の用地交渉を行っていて、今年度からいよいよ本体道路改良工事の着工予定ですが、早期完成をめざして徳島県と事業を推進してまいります。また、西ノハナ地区の歩道整備工事については、第一期工事を現在実施中であり、残りの工区についても用地交渉・地元調整を行い、早期完成をめざして交通弱者である歩行者の安全の確保を図ります。

主要地方道小松島佐那河内線の大久保峠付近の幅員狭小部については、夏頃には完了予定となっています。秋以降には、八多病院付近約400mにおいて改良工事が予定されています。なお、主要地方道勝浦佐那河内線の高樋峠から寺谷方面への改良工事も、県とともに地権者との協議ができるよう取り組みの強化を進めます。

以上、新年度を迎えて積極的に事業展開を行っていきたいと考えています。村民の皆様のご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

当初予算に計上された主な予算措置

「全ての村民が元気で豊かに暮らせるために」

●乳幼児医療事業（満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで）	1,267万円
●軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	20万円
●定期予防接種事業	358万円
●ファミリーサポートセンター事業	13万円
●病児・病後児保育事業	50万円
●学童保育事業	440万円
●シルバー人材センター運営事業	103万円
●高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	50万円
●老人クラブ補助事業	214万円
●生きがい対応型デイサービス事業	40万円
●高齢者肺炎球菌予防接種事業	79万円
●高齢者インフルエンザ予防接種事業	192万円
●救急搬送事業	1,250万円
●救急医療対策事業	290万円
●徳島市夜間休日診療所利用事業	110万円
●在宅福祉事業	161万円
●がん検診推進事業	520万円
●健康増進事業	139万円
●母子保健事業	306万円
●不妊治療費助成事業	60万円

「生活の向上に向けて」

●マイナンバー制度対応事業	1,720万円
●地域情報整備事業（各家庭のターミナルアダプターレンタル料）	394万円
●高齢者等外出支援助成事業	618万円
●福祉手当事業	75万円
●ほのぼの介護手当事業	144万円
●住宅リフォーム助成事業	180万円
●地方バス路線維持事業	1,000万円

「活気ある農業・農村のために」

●強い農業づくり事業	150万円
●中山間地域等直接支払事業	1,841万円
●新規就農総合支援事業	1,200万円
●有害鳥獣捕獲等事業	1,095万円
●有害鳥獣処理事業	196万円
●鳥獣被害対策用電牧機購入事業	66万円
●農山漁村地域整備事業（小水力発電）	920万円
●明治大学ファームステイ研修事業	26万円

「道路などの公共インフラ整備のために」

●橋梁長寿命化計画策定事業	600万円
●道路付属物点検事業	100万円
●道路新設改良事業（村道の維持補修など）	3,939万円

●過疎対策事業（村道の改良）

2,100万円

●社会資本基盤総合交付金事業（橋の耐震改修など）

1,800万円

●地籍調査事業

2,713万円

●隣地明確化事業

1,274万円

「美しい村づくりのために」

●ゴミリサイクル推進事業

123万円

●環境美化推進事業

4万円

●合併処理浄化槽設置事業

227万円

●し尿処理事業

1,055万円

●とくしま豊かな森づくり事業（民有林の公有林化による水源などの確保）

50万円

「消防・防災・減災のために」

●民間建築物耐震化支援事業

150万円

●老朽危険空き家除去支援事業

80万円

●木造住宅耐震事業

19万円

●非常用備蓄用食料品購入事業

18万円

●防火水槽設置事業

500万円

●消防道設置事業

150万円

●消防操法大会出場補助事業

130万円

「地域活性化のために」

●定住促進集落支援事業

500万円

●移住・定住推進体制整備支援事業

300万円

●域学連携実践拠点形成モデル実証事業

100万円

●村づくり住民活動事業

200万円

●地域おこし協力隊事業

400万円

●大川原高原観光事業

300万円

●自治振興交付金事業

170万円

●集会所施設等補助事業

100万円

●長寿社会づくりソフト事業

148万円

●地方創生事業

2,050万円

●移住コーディネーター事業

380万円

●ふるさと納税事業

530万円

「教育・文化の向上に向けて」

●入学祝金事業

96万円

●学校給食補助事業

122万円

●デジタル教科書導入事業

2,126万円

●放課後子ども教室推進事業

46万円

●体力づくり・スポーツ推進事業

8万円

●社会教育事業（人権大学、生涯教育講座ほか）

315万円

●社会体育事業（村民体育祭、徳島駅伝ほか）

407万円

●村育推進事業

85万円

●学校給食センター改修事業

110万円

平成28年度当初予算

総額は31億3,440万円

平成28年度佐那河内村当初予算が佐那河内村議会3月定例会において承認されました。本年度予算は、厳しい財政状況の中でも住民サービスの低下を招かないよう、創意工夫を凝らし、重点的・効果的な施策を展開することにより、『活気ある村づくり』の実現に向けての検討を行った予算計上としています。

一般的な施策を進める一般会計予算は、20億5,000万円（前年度比1億4,000万円・6.4%減）、5つの特別会計予算の合計は10億8,440万円（前年度比940万円・0.9%減）で、これらを合わせた村の予算総額は31億3,440万円となります。

村の財政状況

本村の財政は、予算規模をはるかに上回る村債残高（平成26年度末では、全ての会計で約38億円、平成28年度当初予算額の約1.2倍）を抱え、この償還にもともなう財政の硬直化が村の財政状況の大きなポイントといえます。実質公債費比率※は、年々改善されていますが、9.9%と県内で5番目の高位にあります。

歳入では、村税などの自主財源が少なく、国に大きく依存せざるを得ない財政構造であることから、国の財政状況の逼迫にともなう直接的な影響が憂慮されます。加えて、財源の大半を担う地方交付税においては、算定の際に大きく影響を及ぼす人口減少などにより、今後は減少傾向であることが予測されます。

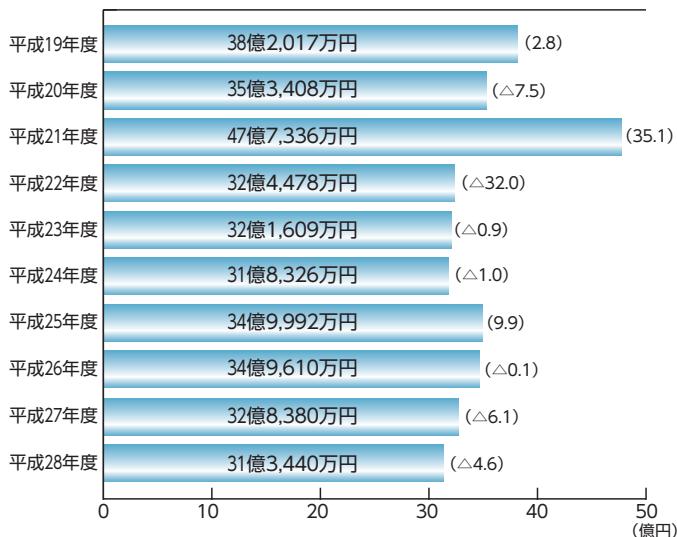
歳出では、地方創生・人口減少の克服や厳しい経済・雇用情勢への対策、南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害への対応など、取り組まなければならぬ課題が山積しています。さまざまな住民ニーズに機動的かつ弾力的に対応するため、自主性・自立性を高めた行政経営体への転換が求められます。

本村は、明治から今日まで合併することなく、少子高齢化に向き合いながら、徳島県に残された唯一の小さな村として頑張ってきました。先人が営々と守ってきたこの村の風土や築いてきた産物をこれからも継承・発展を図り、全ての住民が元気で生き生きとした生活を営み、活気ある村の実現に向けた施策を重点的に展開していくことが重要といえます。

※実質公債費比率とは、基本的に分子に地方債の元利償還金（公債費）を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。分子の元利償還金に簡易水道や集落排水事業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や、一部事務組合との公債費類似経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入して求められる比率であります。この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行することとされています。また、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。本村の実質公債費率は、9.9%（3か年平均単年度では、平成26年度7.7%、平成25年度9.6%、平成24年度12.4%、前年度3か年平均は11.9%）となっています。平成18年度の導入時には20%を超えていましたが、平成22年度からは18%を下回っています。

10年間の総額推移状況

()は前年度当初予算対比



〈一般会計+特別会計=当初予算額〉

平成28年度 会計別予算の概要

区分	予算額	伸び率(%)
総額	31億3,440万円	△4.6
一般会計	20億5,000万円	△6.4
特別会計	10億8,440万円	△0.9
国民健康保険事業	4億1,400万円	0.6
簡易水道	9,800万円	△22.0
農業集落排水事業	1億6,050万円	4.8
介護保険事業	3億6,970万円	1.6
後期高齢者医療	4,220万円	7.1

※伸び率は前年度当初予算対比

一般会計予算を歳入別にみると

歳入予算構成グラフをご覧ください。

村独自の収入である、村税や繰入金（各種基金【村の貯金】の取り崩し）などの自主財源は4億4,699万円で全体の21.8%となっています。残りの収入は地方交付税、村債、国・県支出金などの依存財源で16億301万円となり、78.2%を占めています。

村税については、前年度比479万円の増額となりました。主に法人村民税の增收が見込まれています。

歳入の56.6%を占める地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう、地方の財政状況に応じ国が一定の基準で交付されるお金のことです。本年度は、国勢調査結果による人口減の影響が予想されるため、昨年より4,000万円少ない11億6,000万円を計上しています。

また、村の借金である村債は、臨時財政対策債※として5,000万円、地域振興事業や道路改良事業などに5,240万円を計上しています。

※臨時財政対策債とは、国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして、地方公共団体自らに地方債を発行させる制度です。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替え措置とみて差し支えのない地方債のことです。

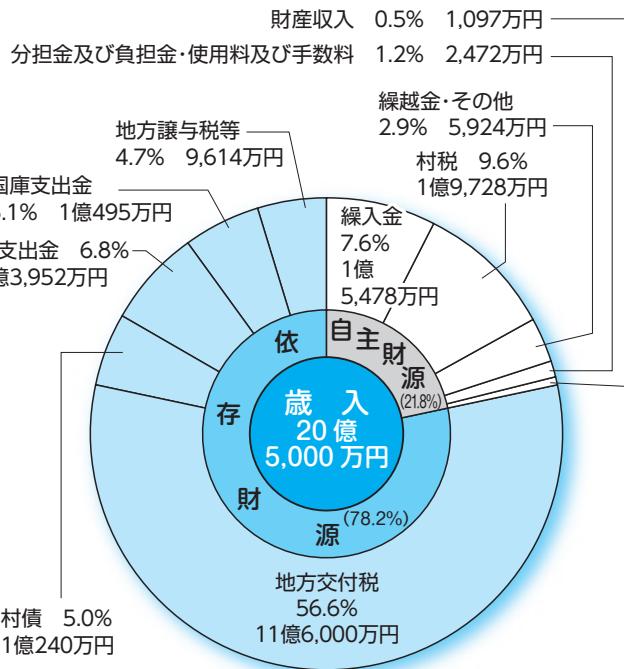
用語解説

- 村税 私たちが納めた村民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税を使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- 繰入金 前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するお金
- その他の自主財源 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などのお金
- 地方交付税 地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- 国庫支出金 国の補助事業に対する国からのお金（これに県や村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- 県支出金 県の補助事業に対する県からのお金（これに村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- その他の依存財源 地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得交付金、地方特例交付金などのお金
- 村債 村が各種事業を行うために国などから借り入れたお金

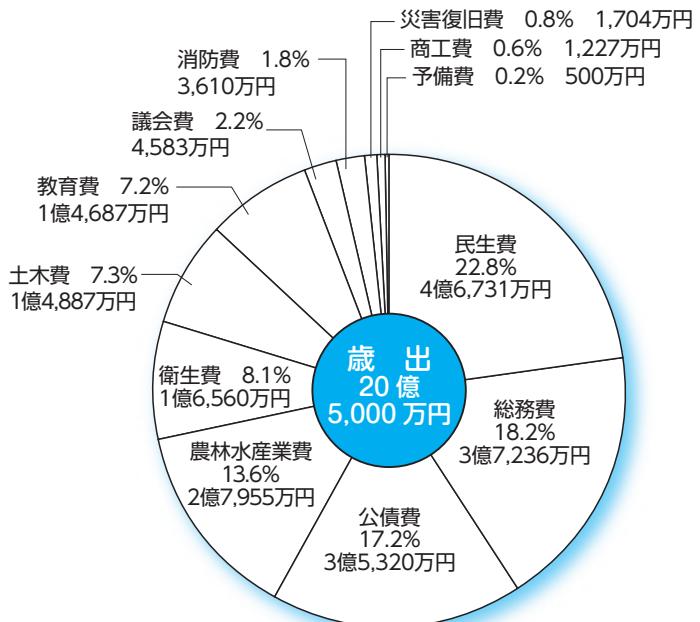
一般会計予算では一人あたりに823,949円

歳出予算構成グラフをご覧ください。

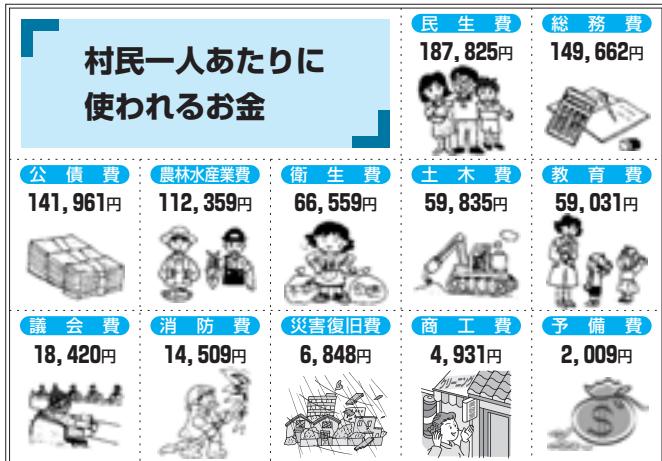
本年度は、民生費が4億6,731万円と最も大きな経費となっています。これは、各種福祉事業（高齢者・障がい者の生活支援や外出支援、乳幼児医療事業など）の充実を予定しています。次は総務費で、3億7,236万円を計上し、地方創生事業や定住促進事業などの実施によるものです。公債費（村が国などから借り入れた借金返済の経費）は、3億5,320万円を計上し、定期償還のほかに繰上償還を8,258万円予定しています。農林水産業費2億7,955万円（農業振興事業、鳥獣被害防止総合対策



〔歳入予算構成グラフ〕



〔歳出予算構成グラフ〕



※平成28年3月31日現在の人口(2,488人)で算出

事業など)、衛生費1億6,560万円(健康増進事業、し尿処理事業など)と続きます。

ほかに、土木費、教育費、議会費、消防費、災害復旧費、商工費、予備費を計上しています。

平成28年度予算で、村民一人あたりに使われるお金は、823,949円となります。

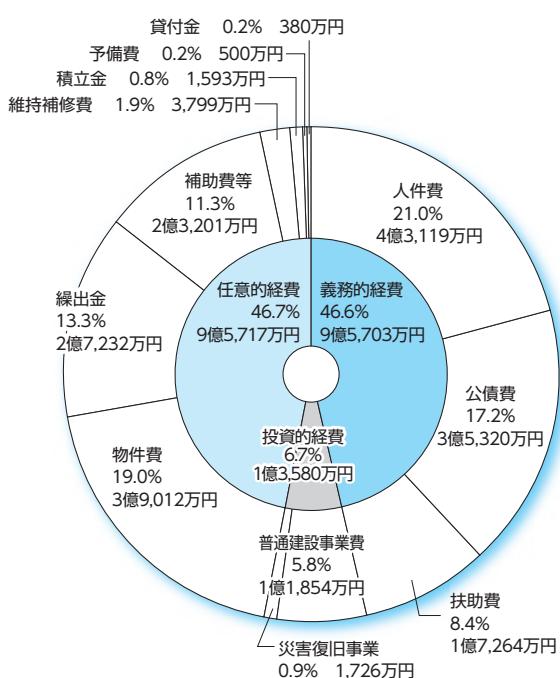
一般会計予算を性質別にみると

性質別予算構成グラフをご覧ください。

村議会議員や職員などの人件費、借金返済の経費である公債費、各種福祉事業などの扶助費を合わせた義務的経費には、9億5,703万円を計上しています。人件費は前年度比2,758万円減、公債費は前年度比4,226万円減、扶助費は前年度比2,023万円増となり義務的経費全体で4,961万円の減となっています。

道路改良事業や災害復旧事業などの投資的経費については、全体で1億1,854万円を計上しています。橋りょう長寿命化事業などを予定しています。

最後に、任意的経費ですが、需用費や委託料などの物件費や特別会計への繰出金、各種団体への補助費等、維持補修費などで構成されています。物件費は前年度比1,983万円減となっていますが、マイナンバー制度対応事業などにより前年度に引き続き高位となっています。繰出金は前年度比2,016万円減、補助費等は前年度比1,791万円減となっています。任意的経費全体では、前年度比4,058万円減の9億5,717万円を計上しています。



用語解説

○投資的経費	道路や学校など、社会資本の整備に要するもので、投資効果が長期にわたって継続する経費
○任意的経費	村の裁量によって任意に支出することができる経費
○義務的経費	支出することが制度的に義務付けられている経費
○普通建設事業費	道路・橋りょう・学校などの公共用または公共施設の建設に必要な経費
○災害復旧事業費	災害により被災した施設を復旧するための経費
○物件費	需用費・役務費・委託料などの消費的性質を持つ絏費
○維持補修費	道路・公共施設などを修繕するための絏費
○補助費等	各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの絏費
○積立金	財政運営を計画的に行うためお金を積み当てる絏費
○繰出金	一般会計と特別会計の間で、相互に資金運用するための絏費
○公債費	村が国などから借りた借金返済の絏費
○扶助費	高齢者・児童・障がい者などに対して行っている様々な支援にかかる絏費
○人件費	特別職・議員の報酬や職員の給与などの絏費

特別会計では

特別会計は、特定の事業にともなう保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れを分かりやすくするために一般会計と区別しています。

国民健康保険事業特別会計は、4億1,400万円を計上しています。医療給付費などの増加により、前年度比0.6%の増となっています。

簡易水道特別会計は、経年変化にともなう水道施設管理システムの改修工事の完了により、前年度比22%減の9,800万円を計上しています。

農業集落排水事業特別会計は、宮前地区機能強化対策事業などにより、1億6,050万円を計上しています。

介護保険事業特別会計は、3億6,970万円を計上しています。総合事業への移行などにより前年度比1.6%の増となっています。後期高齢者医療特別会計は4,220万円を計上しています。保険料率アップに伴う連合会への負担金増により、7.1%の増となっています。



議会だより

平成28年
第1回3月定例会

平成28年第1回定例会は、3月8日開会され、平成27年度各会計補正予算案件5件、平成28年度各会計当初予算案件6件、条例案件12件、単行案件1件、人事案件2件の合わせて26件の審議を行い、原案どおりの可決、同意がされ、3月18日に閉会しました。



現在の取組状況

佐那河内村長 岩城 福治

佐那河内村長に就任して、4か月が経過しました。議員の皆様を初め、村民の温かいご支援、ご指導をいただき、今日を迎えておりますことに、深く感謝をいたしております。

佐那河内の人口は、今後も減少傾向が継続されるものと思われます。

そこで、早急に仕事、雇用の創出、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、小さな拠点の整備や地域連携など、村づくりの推進を柱とした基

本施策を打ち立て、人口増に結びつく地方創生を図っていくなければなりません。

①生ごみの収集

4月から追上の集積所で収集を開始します。当面は、週1回の頻度で収集し、収集量の把握を行い、排出者の意見も聞きながら検討を加えていきたい。

②鳥獣害対策

個体数の減少に向け、電柵補助の継続や、捕獲器補助に加え、新たに駆除員を新年度から1名雇用します。

●補正予算案件●

議案第3号 平成27年度佐那河内村一般会計補正予算（第4号）

歳入歳出それぞれ5,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億9,525万6,000円とするもの。歳入は、その見込みを精査し、歳出では不用額を軽減しました。

議案第4号 平成27年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算

（第3号）

1,830万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億1,460万とするもの。

議案第5号 平成27年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算（第3号）

57万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,850万円とするもの。

議案第6号 平成27年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

③防災力の強化

勝浦町では、民間会社に救急業務を委託する契約を締結しました。

本村は、救急車内で救命活動ができないというのが現状で、今後、財政的な面も考慮をした上で検討していきます。

④子育て支援

英語力の強化や給食費の無料化を挙げていますが、英語力の強化は、英語教育に対しスキルの高い地域おこし協力隊を採用します。

給食費無料化は、様々なご意見があり、今後十分協議を重ねながら結論を出したいと考えています。

⑤健康福祉

居宅介護を必要とする家族に対する、ほのぼの介護手当の支給額や、高齢者インフルエンザ予防接種の助成金の増額に加え、新しく不妊治療にかかる女性を目的とした「こうのとり応援事業」、大人の紙おむつ支給事業など、充実を図ります。

⑥旧中学校の跡地利用・庁舎建設

移住、定住促進のための住居建築も含め、全体的な地域づくり計画を構築し、庁舎は、利便性を一番に考えた、佐那河内村の身の丈に合った庁舎建築を行っていきたいと考えています。

240万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,040万円とするもの。

議案第7号 平成27年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,980万円とするもの。

●当初予算案件●

議案第8号は、平成28年度佐那河内村一般会計予算

歳入歳出それぞれ20億5,000万円とし、前年度に比べ1億4,000万円の減額とする。

歳入は、村税1億9,728万円、地方交付税では11億6,000万円、国庫支出金が1億495万5,000円、県支出去金が1億3,951万6,000円、村債が1億240万円など。

歳出は、総務費でマイナンバー制度などへの対応事業として2,940万円、財産管理費では村有施設の借地の購入費として7,600万円を計上、企画費では第5次佐那河内村振興計画策定委託料として1,200万円。小水力発電事業としては、昨年10月から稼働した新府能地区小水力発電施設に引き続く施設の整備計画を含めた予算として920万円、徳島東部地域定住自立圏連携に含まれる鳥獣害対策推進事業として1,065万円等を計上。

議案第9号 平成28年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出それぞれ4億1,400万円とし、前年度に比べ250万円の増額。

議案第10号 平成28年度佐那河内村簡易水道特別会計予算

歳入歳出それぞれ9,800万円となり、前年度に比べて2,770万円の減額。

議案第11号 平成28年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計予算

歳入歳出それぞれ1億6,050万円とし、前年度に比べて730万円の増額。

議案第12号 平成28年度佐那河内村介護保険事業特別会計予算

歳入歳出それぞれ3億6,970万円とし、前年と比べて570万円の増額。

議案第13号 平成28年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計予算

歳入歳出それぞれ4,220万円とし、前年度に比べ280万円の増額。

● 条例案件 ●

議案第14号 佐那河内村行政不服審査条例の制定について

平成28年4月1日から施行される改正行政不服審査法第81条第2項の規定に基づき、地方公共団体に行政手続の透明化を図るために、行政不服審査会を設置することが義務づけられたことによるもの。

議案第15号 佐那河内村小水力発電所の設置及び管理に関する条例の制定について

昨年奥川股地区に整備した小水力発電所の設置及び管理条例を制定するもの。

議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

行政不服審査法の改正により、村行政不服審査会が設置されることから、関係する村条例の一部を改正するもの。

議案第17号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

地方公務員法改正による村の関係する条例の一部を改正するもの。

議案第18号 佐那河内村行政手続条例の一部を改正する条例について

行政不服審査法とともに改正された行政手続法の一部を改正する法律の施行により、村行政手続条例の一部を改正するもの。

議案第19号 佐那河内村印鑑条例の一部を改正する条例について

マイナンバー制度施行に伴う根拠法の法令名変更のため、関係条文を改正するもの。

議案第20号 佐那河内村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

改正行政不服審査法の施行により、村条例の一部を改正するもの。

議案第21号 佐那河内村議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告により議會議員の期末

手当の率を改正するもの。

議案第22号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告により特別職の期末手当の率を改正するもの。

議案第23号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

人事院勧告による給与表の改正と勤勉手当の改正。

議案第24号 佐那河内村税条例の一部を改正する条例について

平成27年度税制改正により、納税者の申請に基づく換価の猶予制度の創設と、徴収猶予及び換価の猶予の見直しについて改正するもの。

議案第25号 佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

平成28年度分の国民健康保険税の税率を引き上げる改正と地方税法の一部改正に伴い、規定の整備をするもの。

● 単行案件 ●

議案第26号 佐那河内村過疎地域自立促進計画について

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、平成32年度までの5年間の計画を策定した。地域資源を最大限活用し、地域の持久力を高めるとともに、生活にかかわる公益的機能を十分に發揮し、住民が誇りと愛着を持つことのできる、活力に満ちた地域社会を実現させることとした。

● 人事案件 ●

議案第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの。

議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるもの。

一般質問

大岩和久議員

1. 行政方針に対しての基本姿勢について

質 各事業を進めるために最優先で取り組まなくてはならない部分が行政の透明化を図ることと考える。情報の収集・精査・発信はどのようにされるのか。

安全・安心で活力ある村づくりを進める上での基本姿勢のあり方・今後の方針について回答されたい。

答 政策の決定過程において情報を積極的に公開し、また政策の立案過程で可能な限り村民の皆様にも参画いただきます。新年度の体制がととのい次第、早期に会議を開催していきたいと考えています。

新年度から、村民集会、あるいは部落座談会等、できるだけ早急に開催し、村政についての情報発信などを行います。

2. 教育行政全般に対する方針について

質 新年度に向け①学校教育②社会教育③社会体育についての方針、どのような将来像を描くのか。

答 (教育長) ①今まで培ってきた地道で丁寧な教育活動を継承し、小中連携というツールを使い、最大限の教育効果を狙います。小規模校だからこそ大規模校に負けない教育施策をとっていきたいと考えています。

②ふるさとの教育、「村」をアピールし、村育、すなわち「村」の子どもたちの教育を核にした社会教育に力を入れます。その村育から発展し、公民館活動、人権教育等に携わる人々の支援、協力を得ながら進めていきたいと考えています。

③村民の心身健康増進と連帯意識の高揚を図るため、体育、スポーツ、レクリエーション活動の振興に努め

る姿勢は変わりません。体育指導者の養成や各種団体との連携により、子どもからお年寄りまで地域の誰もが参加できる総合型スポーツクラブ、さなごうちスポーツクラブの育成を積極的に推進していきます。

質 地域、住民のかかわり、協力が一層必要になってきていている。この点について回答いただきたい。

答 (教育長) これからも元気な学校にしていきたいと考えています。地域の人の協力は必要です。学校運営上、一番大事なのは、チーム佐那河内として学校と教育委員会・地域が連携することです。開かれた学校づくりをしたいと思います。

最後に、地域の人々のご協力をこの場でお願いして、私のご挨拶と、回答にさせていただきます。

瀧倉俊晴議員

1. 村有施設用地の借地について

質 村全体で借地している施設、借地料の算出、総額は年間いくらか。

返すときの条件はどのような契約になっているのか。

答 建物、運動場、駐車場など12施設です。宮前公民館と運動場、南浦地区のふれあいグラウンドなどとなっています。

近年では、平方メートル単価を設定し面積を乗じて賃借料を算出しています。

総額は、平成27年度で総額約361万円。現状で返還する場合が6施設。原型復旧して返還が4施設。2つの施設は、具体的な返還条件の記載は契約書にはありません。

質 原型復旧は、不可能でないかと思う。用地買収を進めてはどうかと提案したい。

答 原型復旧で返することは、問題が発生する可能性があります。利用状況、利用者の意向を聞き、買収

を検討しなければならないと思います。

2. 県営・村営工事の進捗状況について

質 高樋峠の県道改良工事（下野工区）、馬越線の起点付近は未改良で残っている、この工事は、どのようになっているかお尋ねする。

答 高樋峠から寺谷方面への県道は、国道との交差点部においても非常に危険な区間であり、改良工事を計画しています。

国道との交差点から約100m程度、徳島市寄りに交差点を新設し、落合橋から西側、約150m付近までの間をバイパス道路とする計画で進めています。

境界確定ができておらず、現在調整中です。境界確定後は用地交渉を行い、その後の工事発注となります。

村道馬越線は、国道438号との交差点までの約40m間の未改良区間を残すのみとなっています。地権者との協議ができておらず、事業としては停滞している状況です。

質 村長が、先頭に立って用地交渉に臨んでいただけたらと思う。まず着工をしてもらうという方向でお願いしたい。

答 ご指摘のとおり、着工できるよう頑張りたいと思います。

新居健治議員

1. 庁舎建築について

質 12月には、防災拠点であり、早い対策が必要で、今までの経費などを十分精査した上で、従来の協議内容をできるだけ尊重して検討していきたい。今回、8日の所信表明では、佐那河内村の身の丈に合った庁舎と言われたが、具体的にお伺いしたい。

答 私なりに整理する時間をいたしていることをご理解いただきたいと思います。できるだけ早い時

期にめどを立て、村議会の皆様に考え方を報告したいと考えています。

基本構想の中で基本的な事項について、語られていると思います。

まずは位置を決めることが先決ではないかと考えています。

現在、村は人口対策として移住、定住施策も進めています。その中には住宅関連施設も展開する計画もあり、現時点で想定する計画も含めて検討していくことが必要と考えています。

将来計画をしっかりと立てた上で実行していくことが必要であり、身の丈に合うということは、できるだけ経費も抑え、村民の利便を考えた施設をつくっていきたいということです。

質 検討委員会を早急に立ち上げていただきたい。

答 村の総合戦略を立て、総合的な村づくりの計画を組んでいるところです。その中で、庁舎をどこに置くかということも検討していかなければならぬと思うわけですが、早々に庁舎については決めなければならないと思います。

早々に検討委員会をつくり、基本となる骨組みについて協議を重ねたいと思います。

2. 地籍調査について

質 法定外公共物を払い下げできないものか。また、これは地籍調査と同時にできないものか。

答 公図上に法定外公共物があり、現地に法定外公共物が確認できない場合は、地籍調査事業では公図に従い法定外公共物を復元します。

地籍調査事業の制度では、土地の名義変更はできません。地籍調査事業が完了後、使われていない法定外公共物は、周囲の関係者の同意を得るなど必要な手続を経て、有償になりますが、払い下げを受けることが可能な場合があります。この場合の登記費用等については、払い下げ

を受ける人の負担となります。

平岡 淳議員

1. ゴミ処理施設白紙撤回後の方針について

質 従来どおりの民間委託では、財政面での大幅な負担につながる可能性も考えられる。

本村はごみ処理場を持たない。また、他市町は設備の老朽化により広域整備を急ぐ現況から、できるだけ早急に、広域整備に向け他の自治体との真摯な話し合いの場を持つべきだと考える。

この問題に関し、いつ、どういう形で住民との話し合いを持たれるのか、そして再び、広域整備を探るのか、広域整備であれば本村から候補地を出すのか。

答 来年度から順次、なるべく早い時期に村民集会あるいは集落座談会を開催して、ごみ問題ばかりでなく、住民との話し合いの場を持ちたいと考えています。

再び広域整備を図るのか、本村から候補地を出すのかということですが、関係市町は、広域ごみ処理施設建設を切望しており、再度動き出す可能性はあります。

現在、焼却依頼している施設が老朽化していることを考慮すると、また、将来的なことを考えると、広域処理の整備の話があれば、本村としても参加したいと考えています。

本村から候補地を出すかどうかの問題については、候補地はもとより、佐那河内村への建設の是非について、私の独断で決めるわけにはいきません。何よりも住民の意見が一番ですので、住民との協議の中で、佐那河内に建設をしてほしいという意見が大勢を占めた場合、候補地の選定に入るということになろうかと思います。

2. 地方創生に向けた交通の取組について

質 外出支援を考えるには、単に交通手段のみの考察のみならず、行き気になる場所の提供、人的ネットワークの構築も考えなければならない。高齢者が積極的に外出することにより、身体面や精神面でよい影響がもたらされ、その結果、社会的にも介護費、医療費などのコスト削減、地域活性化や消費拡大などの効果を与えることが期待される。

本村における外出支援は、タクシーチケットとバス無料乗車証交付のみですが、本村の高齢者の外出支援の現状と今後の方針について伺いたい。

答 バスの無料化・タクシーのチケット制度を引き続き行うことは必要ですが、この施策だけでは外出支援を促進することにつながりません。高齢者が外出することが楽しいと感じてくれるような施策もあわせて行う必要があると思っております。

時間をいただき、地域の人々の意見をお聞きする中で考えていきたいと思っています。

石本 哲也議員

1. 村長選挙時に示された8項目の公約について

質 ①ごみ焼却場については白紙撤回②生ごみは4月から収集を開始するが、どういった問題点の予測を立てているか③農業の振興④防災力の強化⑤中学校跡地の有効利用⑥特色ある子育て支援⑦女性が輝く村づくり⑧高齢者が生きがいを持って暮らせる村づくりについても、どういった道筋で、いつ頃達成されようと計画されているのか答弁いただきたい。

答 ①ごみ焼却場の今後の取り組みについては、住民の意見を聞きながら判断します。②生ごみについては、回数、堆肥化の検討、その他有効な処理方法の検討を進めます。

③農業指導班では、新しい特産物の選定の会議を重ねているところです。間もなく方針が出るかと思っています。鳥獣害対策は、専門駆除員の雇用しますが、そのほか有効な対策がないか検討します。④防災力の強化は、勝浦町の例もあり、今後財政的な面も十分考慮した上で有効な救急対応を検討します。⑤中学校の跡地利用は、新庁舎の建設の検討委員会等を含め、早い時期に検討会を立ち上げ、有効活用できるような絵を描きたいと考えています。⑥特色ある子育て支援については、放課後子ども英語教室を実施し、生きた英語力を習得してもらい、グローバル化に対応した教育を行います。給食費の無料化は、今後保護者等と十分協議を重ねながら結論を出していきたいと考えています。⑦女性が輝く村づくりは、今後、色々な方面で女性に参画をしていただき、従来と違った発想を取り入れた村づくりを進めていきたいと考えています。⑧高齢者が生きがいを持って暮らせる村づくりについては、新規事業として、紙おむつ支給事業を社会福祉協議会と連携して開始する予定です。

それぞれいつ達成するかというのは、時期的なものは申し上げられませんが、大事なものばかりですので、1つずつ確実にやり上げていきたいと考えています。

2. 南海・東南海大地震と小水力発電について

質 小水力発電所の活用は、非常時の村民のため電力供給に活用できないか。

答 新府能発電所の目的は農村地域における低炭素社会の構築を図るもので、防災用に活用することになれば、国および四国電力などに新たな協議が必要となります。送電線の建設費用など多くの課題を解決する必要がある等問題があります。

防災対策はもちろん必要ですが、他の自治体の取り組み等を調査するなど、今後の検討課題とさせてください。

3. 村づくりについて

質 ①村の中心を流れる川を憩いの場、レジャーの場などいろいろな角度から見てはどうか。

村のハードの面の魅力づくりも大事だと思う。

魚道の設置、親水公園、川床など。また、大雨、台風のときの浸水状況から改良の必要な箇所は何か所もある。防災の観点からも見直すべきだ。

②村づくりは1人ではできない。1人でも多くの村民に賛同を得て、アイデアを募り協力を仰いで行うものだ。めざすところが、どういうものなのか、キャッチコピーをつくればどうか。

答 ①自然や清流をアピールした村づくりは共感を覚えます。嵯峨川、音羽川、園瀬川など、佐那河内には誇れる自然や清流が存在します。本村の地方創生の柱の1つとして、河川の有効な活用方法についても検討したいと考えます。

②佐那河内のキャッチコピーは、総合的な方法を考えながら進めていきたいと思います。

4. 議員活動について

質 自治法では、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を交付することができるようたわれている。政務活動費について、どう思われるか。

答 明確な使用目的と使途の透明性の確保が大前提であろうかと思います。

議会の皆様の、議会総体としての調査研究旅費に関する費用弁償、書籍の購入費など議会費として予算計上していますので、ご活用願います。

岡 本 隆 次 議員

1. 仁井田地区桜植樹場所に公衆トイレの設置について

質 中尾谷公園下の斜面の桜が、見ごろを迎える、多くの人が来られている。トイレを設置して欲しい。

答 建設場所、建設費用、維持管理など、かなりの費用の負担が必要となります。現時点では近くの桜集会所もしくは宮前公民館の公衆トイレを利用していただきながら状況を見守り、設置の必要性が生じたときには、有利な補助金を利用し整備したいと考えています。

2. 生ごみ処理について

質 現在、生ごみ処理機の実証実験を行っている。

神奈川県葉山町では、町を挙げてこの生ごみ処理を推進している。今後、村において、この方法で生ゴミ処理を進めてほしい。

答 現在、村民の皆様には各ご家庭で生ごみの処理をお願いしているところです。また、生ごみの処理機等の購入の際には補助を行っております。畑などで処理できる家庭については、これまでどおり各家庭で処理機等により堆肥化にご協力いただきたいと考えています。

村内各地で生ごみ処理の実証実験を行っていただいているようで、夏場における臭気、また衛生害虫の状況などを確認しまして、効果が上がるようでしたら処理方法についてご指導をいただいて、今後進めていきたいと考えます。

加 藤 秀 数 議員

1. 一般廃棄物処理について

質 現在はどのような処理、収集をされているか。今後、村としてどのように実行するのか。ごみの分別について、目標を置き、ごみゼロをめざし、次の段階に飛躍できるよう願いたい。

答 現状はご存じのとおり33品目の分別収集を行い減量化に取り組んでいます。やむを得ず発生する焼却ごみについて、民間委託して焼却処分しています。

議会や村民の皆様とともに最良の方向を探っていきたいと思っています。

2. むらづくり住民会議（むらづくり住民活動補助金）について

質 住民会議の成果はあったか。今後、どう続けていかれるのか。

答 地域活動を実施する意欲のある住民や団体を支援することは行政の責務ですので、今後も継続して、支援体制を維持していきたいと考えています。ご協力お願いしたいと思っています。

3. 農業振興について

質 ①現在、農地、果樹園の放棄園が多く見られる。これからどういう対応をされるのか。

②鳥獣害対策で、次なる方策があるか。

答 ①今後も、高齢化と共に、農業離れが進むことが予測されます。国の制度を使い、新規就農者とあわせて担い手の育成を図り、村の農業、農村、農地を守っていく方向、方策を早急に行います。また新たな産地化をめざした農作物の導入についても検討しています。いいものをつくるという指導から、最近は農業の維持が一番の目的となっているような状況です。村として、農業振興に向け農業指導ができる態勢、できれば地域おこし協力隊で農業の指導ができるような人を雇用ができればと考えています。

②鳥獣による被害が多く、早急に今対策を強化してほしいと要望は聞いております。先般も鹿による食害で全滅に近い被害を受けた写真も確認をさせていただいています。農家にとって作物に被害を受けることは、収入の減少もさることながら生活にも影響が出てきます。また、生産する意欲も失ってしまいます。

鳥獣害対策は、継続して取り組み

を進めています。さらに捕獲とあわせて有効な追い払い方も地域に啓発を行っていきたいと考えています。

質 物の出品を見ていると、本当に少なくなっている。来場者は佐那河内の産物は品物がよく安価であると言ってくれるが、もう少し農業生産にウエイトを置く必要があると考える。

農業は5年先、10年先のことを考えて、実行していかなくては、いいものはつくれない、産物もふえてこないと思う。

答 ①ふれあいまつりの出点数が非常に少ないということは感じました。

収入の上がる農産物を考えて、できるだけ放棄地を耕していただくような形にもっていきたいと考えています。

新規就農者なども募りながら可能な限りの耕作放棄地減少、農業の振興を図っていきたいと考えています。

議会行事出席報告

（ ）場所・（ ）出席者

平成28年3月

3月1日 勝名地区議長会総会・徳島県町村議会議長会総会〈ホテル千秋閣〉（仁羽議長）

4日 小松島市外3町村衛生組合監査〈小松島市〉（仁羽議長）

4日 議員協議会〈議会事務局〉・全員協議会〈農振センター〉（全議員）

8日 平成28年第1回佐那河内村議会定例会（開会）〈役場3F議場〉（全議員）

9日 議案審議〈議会事務局〉（全議員）

10日 議案審議〈議会事務局〉（全議員）

11日 佐那河内中学校卒業式〈小中学校多目的ホール〉（全議員）

15日 佐那河内小学校卒業式〈小中学校体育館〉（全議員）

17日 平成28年第1回佐那河内村議会定例会（一般質問）〈役場3F議場〉（全議員）

18日 平成28年第1回佐那河内村議会定例会（表決・閉会）〈役場3F議場〉（全議員）

22日 3月分例月出納検査〈議会事務局〉（井開、瀧倉監査委員）

29日 戦没者追悼式〈小中学校多目的ホール〉（仁羽議長他6名）

29日 小松島市外3町村衛生組合総会〈小松島市〉（仁羽議長・新居議員）

30日 農業委員会総会〈農振センター〉（加藤議員）

住宅のリフォーム補助申請を 先着順で受け付けます。

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅などの修繕、補修、増築（床面積10m²以内）工事などのリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は、当初予算180万円の範囲内において、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った先着者から交付します。

1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する者で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする者は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしないものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していない者であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費（税抜）が20万円以上で、平成29年3月31日までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済みおよび工事完了済み物件は対象外）

補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

4. 補助金額

工事費（税抜）が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額（千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

5. 申請書類など

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱および佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書など必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。

この補助金に関して詳しいことは、建設課住宅担当までお問い合わせください。

木造住宅耐震化促進事業のお知らせ



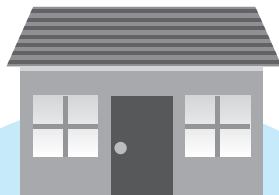
南海地震への備え

今後30年以内に発生する確率は60%程度

○平成16年9月1日を起点、政府の地震調査委員会発表

古くなった木造住宅に被害の割合が高い

○大規模な地震が発生すると、「新耐震基準（昭和56年制定）以前に建築された木造住宅」に多くの被害が想定されています。（阪神・淡路大震災の被害状況）



あなたのお家の**耐震診断**を受けてみませんか？



○耐震診断とは、建物が地震に対して耐えられるかどうかを総合的に判定することです。現地調査を基に、地盤・基礎、建物の形、壁の配置、筋かい・壁の割合、老朽化など、それぞれの評点を求めて、それらを乗じた数値で表します。この数値が、地震に対する建物の抵抗力の大きさを示し、「安全」や「やや危険」などと判定されます。

(1) 木造住宅耐震診断支援事業

1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の次の要件

をすべて満たす木造住宅

- ① 平成12年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建



築された住宅

- ③ 平屋または2階建て住宅（3階建て以上は対象外）（併用住宅、共同住宅・長屋、借家を含みます）
- ④ 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの。

2. 耐震診断を行う診断員

診断員は県の講習を受けた建築士で、木造住宅耐震診断員の登録証を携帯しています。また、診断した住宅に対し営業活動は一切行いません。

3. 採用する耐震診断法

国土交通省住宅局が監修し、（財）日本建築防災協会が編集した耐震精密診断による診断法を基にし、独自の手法を加えたプログラムを採用しま

す。(徳島県耐震診断マニュアル・徳島県耐震診断業務マニュアルなど)

4. 評点

診断員が現地調査を行い、地盤・基礎、建物の形・壁の配置、筋かい強さ・壁の割合、老朽度などについてそれぞれの評価を求めたのち、建物全体の評価を数値で表します。

この数値が地震に対する建物の安全性を表しており下表のように区分されます。

評 点	判 定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

5. 自己負担金

- ① 一戸建ての場合、3,000円必要です。
(2戸以上の共同住宅・長屋などの場合は、6,000円必要です。)
- ② 現地調査終了後に診断員に直接お支払いください。

6. 申込書類

木造住宅耐震診断申込書(建設課にあります。)、外観写真(サービス判2枚)、建築時期のわかる書類(建築確認通知書、建築物の登記簿など)

(2) 木造住宅耐震改修支援事業

1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅

- ① 平成12年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 徳島県が指定する耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定されたもの



- ③ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

2. 補助対象工事

- ① 家具の固定(必須)
高さ1.5m以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事
- ② 耐震改修工事
改修後の評点を1.0以上にする耐震改修工事

3. 自己負担金

- ① 補助対象経費の2／3以下で、最高60万円(千円未満切り捨て)

(3) 住まいの安全・安心なリフォーム支援事業

1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅

- ① 平成12年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 徳島県が指定する耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定されたもの
- ③ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

2. 補助対象工事

- ① 家具の固定(必須)
高さ1.5m以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事
- ② 耐震改修工事(I～Ⅲのうち一つ以上選択)
 - I. 改修前と比較して改修後の評点を向上させる耐震改修工事
(ただし、持家は0.7以上、貸家は1.0以上にするものに限る)
 - II. 耐震シェルターまたは耐震ベットの設置工事(持家に限る)
 - III. 一部屋補強などのI～IIに相当する工事

③ リフォーム工事（任意）

省エネルギー化に資すると村長が認める工事
バリアフリー化に資すると村長が認める工事
コンクリートブロック塀などの撤去

3. 自己負担金

- ① 補助対象経費の1／2以下で、最高60万円（千円未満切り捨て）
- ② 工事費が20万円以上



（4）住宅の住替え支援事業

1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 現在居住している住宅
- ③ 徳島県が指定する耐震診断の結果、評点が0.7未満と判定されたもの
- ④ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

2. 補助対象工事

- ① 住宅の建替えまたは他所へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事



木造住宅耐震化促進事業のお申し込みは、
申込書、添付書類を添えて

4月1日～2月28日まで（申込先着順）

●申込書、申込先 建設課 住宅担当●

3. 自己負担金

- ① 補助対象経費の2／5以下で、最高30万円（千円未満切り捨て）

（5）耐震シェルター設置支援事業

1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅

- ① 高齢者のみで構成される世帯が、現在居住する住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で評点が1.0未満と判定されたもの
- ③ 市町村長が別に定める要件を満たしたもの
- ④ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

2. 補助対象工事

高さ1.5m以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事と併せて行う、耐震シェルターを設置する工事に要する経費

3. 自己負担金

- ① 補助対象経費の4／5以下で、最高80万円（千円未満切り捨て）
- ② 工事費が30万円以上

※耐震改修工事などは、県の登録施工者が施工するものに限りますので、事前に建設課住宅担当までお問い合わせください。

期日前・当日投票所における投票立会人募集について

佐那河内村選挙管理委員会では、政治や選挙に関心を持ち、選挙をもっと身近なものに感じられる環境づくりのため、選挙時における期日前・当日投票所の立会人の候補者を募集します。募集は通年で登録制とし、本人から辞退の申し出がない限り継続しますが、転出など選挙権がなくなった場合は登録が取り消されます。

応募資格

佐那河内村在住で、平成28年4月1日現在満20歳以上（平成28年6月19日以降は満18歳以上）の選挙権のある人。

応募方法

登録申込書に必要事項を記入し、佐那河内村選挙管理委員会へ持参、または郵送でお申し込みください。

登録申込書は佐那河内村選挙管理委員会に備え付けています。また、ホームページからもダウンロードできます。

立会場所・報酬など

立会の種類	期日前投票所	当日投票所
立会場所	農業総合振興センター	応募者の投票区
立会日	期日前投票期間の内希望する日	選挙日当日
立会時間	8:30~20:00（集合は8:15）	7:00~20:00（集合は6:30）
立会人数	1日につき2人	各投票所2人
報酬	日額10,000円	日額11,000円
その他	昼・夕食、交通費は支給されません。	昼・夕食、交通費は支給されません。

応募から選任までの流れ

- (1) 応募受付後、登録した旨を選挙管理委員会から通知します。
- (2) 選挙の都度、登録された人に立ち会いの可否や希望日などを確認します。
- (3) 日程などを調整のうえ、選任した旨を本人に通知します。

※希望者が多数の場合は、ご希望に添えない場合があります。

応募が選挙期日に近い場合は、すでに調整していることがありますので、その選挙への選任を見送る場合があります。



応募およびお問い合わせ

佐那河内村選挙管理委員会

タクシーチケット 高齢者等バス無料乗車証

利用のお知らせ

高齢者や障がい者の人を対象に、タクシーチケットやバス無料乗車証を交付する事業を実施しています。ご希望の人は、是非ご利用ください。



対象者

村内に居住し、且つ次のいずれかに該当する人とします。

(1) 満65歳以上の人且つ自ら自動車の運転ができない人

※自動車の運転をしている人でも、運転することに不安があり、タクシーやバスの利用をしたい人は、健康福祉課までご相談ください。

(2) 要支援1以上の認定を受けている人

(3) 身体障害者手帳の交付を受け、第1級、第2級の障害認定を受けている人

(4) 療育手帳A1、A2の交付を受けている人

(5) 精神障害者保健福祉手帳の1級、2級の交付を受けている人

(6) 難病に指定されている人

(7) その他村長が必要と認める人

上記の要件を満たしていても、対象外となる人

- ・前々年度の村税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、村水道料金、村集落排水料金、村営住宅家賃に滞納がある人
- ・他の移動支援事業などの助成を受けている人（タクシーチケット申請者のみ）

バス無料乗車証利用内容

徳バスが運行する佐那河内路線が対象です。

但し、乗車及び降車場所が村内でないと対象にななりません。

※利用できるのは次のようにになります。（○…利用可能 ×…利用不可）

村内 {乗車} ⇄ 村内 {降車} (○)

村内 {乗車} ⇄ 徳島市内 {降車} (○)

村内 {乗車} ⇄ 神山町 {降車} (○)

徳島市内 {乗車} ⇄ 徳島市内 {降車} (×)

神山町 {乗車} ⇄ 神山町 {降車} (×)

徳島市内 {乗車} ⇄ 神山町 {降車} (×)

申請方法

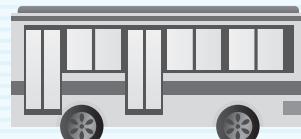
●タクシーチケットを利用したい人

チケット購入代金1,000円と印鑑をご持参ください。

●バス無料乗車証を利用したい人

乗車証に使う顔写真（縦3cm、横2.5cm）と印鑑をご持参ください。

申請書は健康福祉課に設置しています。来庁が難しい人は、健康福祉課までお電話ください。



※タクシーチケットは、「有佐那河内観光タクシー」でのみ利用できます。タクシーの利用額によって、個人負担額を決定します。

チケット（1冊20枚づり）は年間3冊まで購入できます。年度内に使い切れなかった場合は、次年度に繰り越して利用できます。

※バス無料乗車証の交付を受けた人は、徳島バスが運行する「佐那河内路線」でのみ、無料で乗車できます。ただし、乗車または降車場所が村内である時に限ります。徳島バスを利用する時は、降車時に乗務員へ乗車証を提示してください。

現在タクシーチケットをご利用のみなさまへ

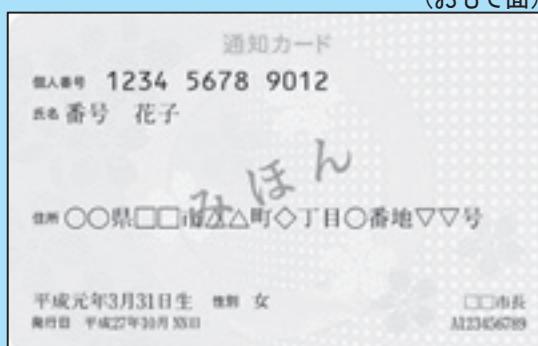
27年度中に発行したお手持ちのチケットを使いきったら、使用済チケットと印鑑と1,000円をご持参ください。新しいチケットを発行します。

● お問い合わせ 健康福祉課 ●

引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

○住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、
国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録など
につながる大切な手続です。

○住民の皆様に送付している 身分証明書となる
マイナンバーの「通知カード」「マイナンバーカード」
(個人番号カード)



これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！

入学・就職・転勤などによる引越しで、住所を異動される人は、

◆住民票の異動の届出を！
(転出届、転入届、転居届など)

○他の市区町村に転出・転入される場合

引越前の
市区町村

[転出前に]
転出届を提出して
転出証明書を受け取る

引越先の
市区町村

[転入した日から14日以内に]
転出証明書を添えて
転入届を提出

○同一の市区町村内で転居される場合

お住まいの
市区町村

[転居した日から14日以内に]
転居届を提出

◆マイナンバーの「通知カード」、

「マイナンバーカード」、
(個人番号カード)

「住民基本台帳カード」
の住所変更の届出も
お忘れなく！

※詳しくは、住民税務課へ
お問い合わせください。

(正当な理由がなく住民票
の異動の届出をしない場
合、5万円以下の過料に
処されることがあります。)



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

村づくり住民活動事業補助金の募集について

地域住民の絆を深め、村の活性化を図るため、住民の自立的かつ主体的な活動組織や集落支援員などに対して、積極的な活動支援をすると共に、事業を実施する直接的な費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

I. 補助事業の対象団体、助成件数および助成額

1. 助成の対象

- (1) 村づくりに資する活動をしている団体
- (2) 佐那河内村集落支援員
- (3) 構成員が5人以上で、その過半数が村内に在住している者で組織されていること
- (4) 宗教活動、政治活動、選挙活動および営利を目的とした活動を行っていないこと
- (5) 法令などに違反する活動や公益を害するおそれのある活動を行っていないこと
- (6) その他、村長が認めた団体など

2. 採択件数

予算の限度内（200万円）

3. 補助金限度額

団体1事業50万円、集落支援員1事業10万円

II. 助成の対象期間

交付決定日から平成29年3月31日までの間

III. 応募方法

村づくり住民活動事業補助金交付要綱に従い、

必要書類を提出してください。

なお、紙媒体での提出をお願いします。また、申込書の返却はいたしません。

IV. 応募期限

平成28年10月31日まで、随時受け付けします。

V. 選考および決定通知

本村で審査の上、助成対象者および助成額などを決定し、応募者あて通知します。

なお、採否決定理由の問い合わせには応じることはできません。

VI. 報告義務

補助金受給者は、平成29年3月31日（金）までに、実績報告書および収支精算書などを作成し、領収書などの証拠書類（写し可）を添付して、総務企画課へ提出してください。

なお、実績報告の内容は、本村で開催する報告会で発表して頂く予定です。

VII. 応募先および問い合わせ先

総務企画課

村政出前講座「人口対策について」のご案内

村では、村行政に対するご理解と役場職員とのコミュニケーションを深めるために、村政出前講座を実施していますので、積極的なご利用をお待ちしています。

講座名 人口対策について

内 容 人口減や高齢化が進むこれからの村や常会の未来について、地域の現状を含めて役場職員と一緒に考えましょう。

担当課 総務企画課 定住促進係

佐那河内村ふるさと産品の募集

佐那河内村では国の地方創生加速化交付金を活用し、地域産業の消費拡大を図るとともに村の魅力を発信するため、村の特産品を提供していただける協賛企業・事業者を募集します。

応募された特産品は、村の策定した「ふるさと産品選定委員会」で審査し、村長が決定します。これにより選定された特産品は「佐那河内村ふるさと産品」として商品化しパンフレットに掲載し、各種イベントなどでPRします。

また、提供事業者との協議により本村に「ふるさと納税」された人へ進呈します。

募集期間 平成28年4月15日(金)～平成28年4月28日(木)

内 容 村の特産原材料を用いた商品や、村のPRができる商品

詳しくは、佐那河内村総務企画課まで問い合わせください。

平成28年度 がん検診および特定健診のお知らせ

平成28年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係(電話679-2971、IP5000~5004)までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所

検 診 日 程	検 診 場 所	受 付 時 間
平成28年 6月 4日（土） 【申込み期限：5月13日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成28年 7月 2日（土） 【申込み期限：6月10日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成28年 8月 6日（土） 【申込み期限：7月15日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成28年 9月 3日（土） 【申込み期限：8月12日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成28年10月 1日（土） 【申込み期限：9月9日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成28年10月20日（木） 【申込み期限：9月29日（木）】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">特定健診・大腸がん・前立腺がん 頸部・腹部エコー検査のみ実施</div>	8：30～11：00
平成28年11月 5日（土） 【申込み期限：10月14日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成28年12月 9日（金） 【申込み期限：11月18日（金）】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。</div>	8：30～11：00 婦人科及び骨密度検査は 13：00～13：30 〔ただし、乳がん検診は、 午前中も受付します。〕

●がん検診内容および負担金

検 診 内 容	対 象 者	負担金
胃 が ん 検 診	40歳以上の村民	500円
肺 が ん 検 診	40歳以上の村民（65歳以上の方は結核検診を含みます）	100円
喀 痰 検 查	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大 腸 が ん 検 診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	① 平成28年度において満40歳となる村民 (S51年4月1日～S52年3月31日生まれの人) ② 平成15年度から平成27年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨 密 度 検 查	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子 宮 が ん 検 診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成27年度に受診された人は、平成29年度に検診を受けてくださいようお願いします。）	400円
(婦人科検診) 乳 が ん 検 診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成27年度に受診された人は、平成29年度に検診を受けてくださいようお願いします。） ※12月9日（金）は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月9日（金）の村内で行う検診では、歯科健診及び口腔がん検診も行います。歯科健診及び口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの方は、がん検診と同時実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,240円・腹部エコー検査：負担金5,400円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,640円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

後期高齢者医療制度 保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成28年度および平成29年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決定しました。

被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者 均等割額	52,913円（被保険者全員が等しく負担）	所得割率	10.98%（被保険者が所得に応じて負担）
--------------	-----------------------	------	-----------------------

- 保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額57万円です。

$$\text{保険料} = \text{被保険者均等割額 } 52,913\text{円} + ((\text{総所得金額等} - 33\text{万円}) \times \text{所得割率 } 10.98\%)$$

- 保険料の軽減…所得の低い人および国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった人は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減 世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。
所得割額の軽減 被保険者の基礎控除（33万円）後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入80万円以下）	9割
33万円以下	8.5割
33万円+（26万5千円×被保険者数）以下	5割
33万円+（48万円×被保険者数）以下	2割

基礎控除(33万円)後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減 後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた人が対象となります。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

【お問い合わせ先】住民税務課

平成28年度高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について

平成28年度の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を次の高齢者を対象に、公費（一部負担あり）で実施します。

1 対象者

- 平成28年度に次の年齢となる人（65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳）
- 接種日において、60歳～65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する人
- 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない人

※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は、定期接種対象外となるため、この接種費用の助成を受けることができません。

2 期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 接種回数 1回

4 実施方法 村が指定する医療機関において個別接種（医療機関名簿は郵送します）

5 料金 一人一回4,000円（接種した医療機関窓口でお支払いください）

6 申込み方法 対象となる人へ必要書類を郵送しますので、書類が届いてから村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。

7 お問い合わせ先 健康福祉課 保健衛生係

防災無線(戸別受信機)点検について

- 電池ブタを開けて、乾電池が液漏れなどしているか確認してください。
液漏れなどしていると、戸別受信機の故障の原因となりますので、年に1回は点検をお願いします。
- 乾電池は停電時などの非常用です。必ず乾電池を2本入れてください。
(単一、単二、単三の三種類が使用可能ですが、異なった種類では使用しないでください。使用時間を考えると、单一アルカリ乾電池の使用をお勧めします。)
- 家の外に防災無線用のアンテナを立てている家は、アンテナが安定しているかなど確認してください。
- 受信した放送が鮮明に聞こえない、音が途切れるなどがありましたら、総務企画課までご連絡ください。



■電池の交換のしかた

- 1 電源スイッチを「切」側にします。
- 2 電池ブタの「>」部分を押しながら右に引いて開けます。
- 3 乾電池を新しいものに交換します。
- 4 電池ブタを左方向にスライドさせ閉じます。
- 5 電源スイッチを「入」側にします。

農業を始めたい人を 青年就農給付金 で支援します

種類および内容

準備型

就農に向けて、県農業大学校、先進農家などにおいて研修を受ける人に、**年間150万円**を給付します。(最長2年間)

経営開始型

経営リスクを負って新規就農する人に、年間150万円を給付します。(最長5年間)

※「青年就農給付金(経営開始型)」の給付を受けるためには「青年等就農計画」の申請をする必要があります。

詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。
※申請受付期間 平成28年4月25日(月)～5月27日(金)

主な要件

準備型

- ① 研修終了後に独立・自営就農または雇用就農をめざすこと(就農しない場合、返還あり)
- ② 県が認める研修機関・先進農家などで、概ね1年かつ概ね1,200時間以上研修すること

経営開始型

- ① 独立・自営就農であること
- ② 農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であり、かつ、計画の達成が実現可能であると見込まれること
- ③ 村が作成する「人・農地プラン」に「今後中心となる経営体」として位置付けられること



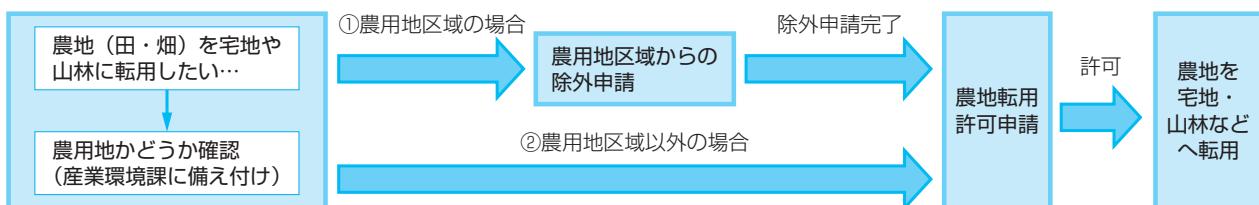
農地の農用地区域からの除外申請の受付について

農用地区域内にある農地の転用はできません。

農用地区域内にある農地（田、畑）を宅地や山林などへの転用を計画されている場合、まず農用地区域からの除外の手続きを行い、つぎに転用の許可を受けることになります。

現在耕作していない農地について、これからも耕作する予定が無い場合においても、農用地区域内農地である場合には転用ができませんのでご注意ください。

農地転用までの流れ



※農用地の除外後に農地転用許可申請が必要になります。

つきましては、つぎにより農用地区域からの除外申請を受付しますので、申請をされる人は役場産業環境課まで申請用紙を取りにお越しください。

***申請受付期間 平成28年6月3日(金)まで**

なお、申請にあたりつぎの点にご留意をお願いします。

- 農用地区域からの除外、農地転用は、農業委員会の審議を経て県の同意、許可を受けることになりますので、一定の期間がかかります。
- 申請の内容や周囲の状況などから判断して、除外できない場合があります。

詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。

有害鳥獣捕獲等専門員

本年度より、有害鳥獣捕獲等専門員として西内守さんを雇用しました。

近年、鳥獣被害が拡大している中で有害駆除を進めているところですが、よりリアルタイムに駆除ができるよう取り組んで参ります。

捕獲員の仕事としては、駆除はもとより被害調査、防護、追い払いのアドバイスなどを行いますので鳥獣被害でお困りの方はいつでもご連絡ください。

連絡先 080-2972-3528 (西内)

もしくは産業環境課 080-1999-3696





伊勢志摩サミット警備にご理解とご協力を!!

2016伊勢志摩サミットなどの開催地



徳島県警察からのお願い

警察では、期間中、会場周辺などで交通規制を実施します。また、不審者や不審物を発見するために、検問などで行き先をお尋ねしたり、持ち物や車のトランク内を見せて頂くことがあります。

その他、航空機や列車、バスなどの各種公共交通

機関、空港、駅、バスターミナルやイベント会場で、不審者・不審物を発見した場合は、110番通報もしくは最寄りの警察署までご連絡をお願いします。

徳島県警察でも、伊勢志摩サミットなどの成功に向け、テロなどの各種不法事案を未然防止し、県民の皆様の安全と安心の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。



語り合い朗読会 『伝えたい村の話』

◎佐那河内村の昔話「ふるさと佐那河内」を読んでいます。 ◎先月は日下磯次郎さんのお孫さんからお話しを伺いました。 ◎根郷の堀り切り道路を、つるはしこで、10年かかって切り開き、無事に通れるようになさった人です。 ◎佐那河内を大切にされた先人の思い。 ◎それを語りながら、お伝え

してまいります。 ◎皆さまの記憶に残るお話も、お待ちしています。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

●期 日 4月23日(土) 19時～20時

●場 所 農振センター(2階小和室)

※連絡先 鈴木
(090-2156-7935)



村の話題

2/29
(月)

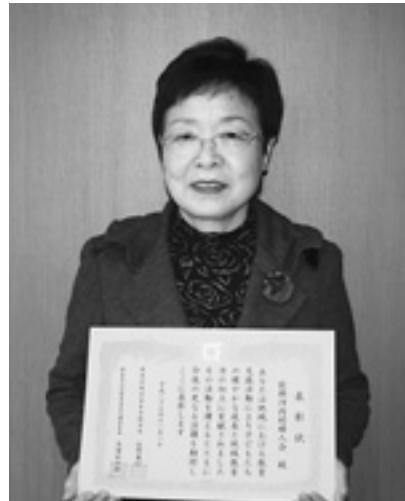
村婦人会平成27年度 地域教育支援活動 奨励表彰受賞

この賞は、子どもたちの健やかな成長および地域教育力向上のために、支援・協力をを行う団体などに送られるものです。

村婦人会は、長年にわたり村民体育祭で「佐那河内音頭」を披露し、地域住民また、地域の子どもたちへの伝統文化伝承の一翼を担っています。

また、新入小学1年生へ防災サブトンを配布し、子どもたちの安全を守り、減災意識を高める活動も行っています。

今回はこれらの活動が認められ、受賞したものです。



3/6
(日)

第1回 佐那河内こどもまつりを開催しました!!

初めての開催となる、佐那河内こどもまつりを、西ノハナコミュニティ施設などで開催しました。

当日は、小学校4年生～6年生の子どもたちが、自分たちでアイデアを出し合い、企画したお店でおもてなし。この日のために、1月から準備してきました。

焼きそばにチョコフォンデュ、お化け屋敷と個性あふれるお店が並び、どのお店も大盛況。接客の難しさを感じつつも、楽しさ、喜びも味わえた1になりました。

また、村民体育館では、バンド演奏、体操・ダンス発表会、太極拳など、子どもから大人まで楽しいステージを披露してくれました。

こどもまつりを盛り上げるために、屋台を出していただいたみなさん、抽選会に様々な景品を出していただいたみなさん、そして子どもたちのサポートをしてくれた学生スタッフのみなさん、ありがとうございました。



3/10
(木)

卒業をお祝い



JA 徳島市花卉部会の皆さんから徳島市と佐那河内村の4校の小学校卒業生にユリ(品種:シベリア)が贈られました。

花を贈る活動は昨年から始められ、今年は佐那河内・方上・宮井・論田の各小学校に赤坂部会長から代表して児童に贈られました。取材当日の10日はまだツボミのままで、15日の卒業式の当日にはきれいな花を咲かせていました。

花を卒業生に贈ることによって、徳島県が花の産地であり、出荷する段階ではツボミのままで店頭に並ぶ時には花が咲いているということを知ってもらうこと、また、減り続けている花卉農家への興味を持つてもらい、将来の新規就農につなればという思いで、今後も徳島市・佐那河内村の学校に届けられるとのことでした。

3/11
(金)

お別れ遠足

5歳児つき組が保育所を修了する前に、4歳児ほし組と3歳児やま組の子どもたちと一緒にお別れ遠足に文化の森総合公園へ行きました。

みんなで路線バスに乗って出発！

公園ではアスレチックや広い芝生広場で遊びました。

お弁当も完食し、楽しいお別れ遠足となりました。



3/29
(火)

平成27年度戦没者追悼式

遺族・来賓の出席をいただき、先の大戦のほか、幾多の戦禍により犠牲となられた方々に追悼の意を表し、恒久平和の誓いを新たにするため、平成27年度佐那河内村戦没者追悼式を行いました。



地域おこし協力隊



むねかた まさひろ
宗像 正章

これからもよろしくお願ひします

村民のみなさん、こんにちは、宗像です。新年度、どのように迎えましたか。出会いの輪が広がり、可能性が開ける予感、春の盛りには、そんな期待があふれていますね。地域おこし協力隊として寄稿するのも、これが最後となりました。無事、3年間の任期を終えることができました。これもひとえに皆さまのご協力とご支援のおかげと感謝しています。

水のおいしさに感激し、川のせせらぎと野鳥のさえずりに包まれて暮らし始め、早3年の歳月が経過しました。赴任以来の出来事、密度の濃かった日々を改めてしみじみと感じます。めぐるめぐる時間の中、移りゆく自然に包まれ、多くの人と出会い、その都度貴重な経験を積みました。地域の活性化と職務において、期待に沿えなかった点、ご迷惑をおかけしたことは、この場を借りてお詫びいたします。

心に強く残るのは、様々な団体の皆さんと共に行ったイベントへの出店やあじさい祭りです。声を出し、佐那河内村のPRを行うのは、楽しい時間でした。色々な農作業を行い、作物や昔の生活について、あれこれとお聞きしたことも印象に残っています。仕事という以上に勉強させていただいたという実感の方が強いです。蛇足ですが、移住に理解を示し、支えてくれた伴侶にも感謝しなければいけませんね。

さて、今後のことですが、佐那河内村に定住します。引き続き、農作業の手間仕事を受けつつ、農業を学ぶ所存です。任期中に培った経験を糧に、アイスの販売はより明るく、古代米の普及はより深く、藍の栽培はより広く、手掛けていきます。いつの日か、特技のそろばんを活かせるとよいですね…。

四季折々の美しい農山村風景、豊富でおいしい農産物に囲まれて過ごすことは、何と恵まれたことでしょう。この村のよさを一層味わい、幸福感を抱いて、暮らしていくことを信じています。「ええとこじょ、佐那河内！」夫婦共々、これからも、どうぞよろしくお願ひします。



夫婦共々よろしくお願ひします



いのうちつぐみ
井内 亜実

1年間ありがとうございました

みなさんこんにちは。この記事を書いているのは3月初旬。とあるお宅の庭先に咲いているハクモクレンを見るのが日々の楽しみになっています。といえば去年は東京で、故郷徳島に帰ることの喜びと、東京を離れることへの寂しさの中、この花を見たなあなんて思い出しました。佐那河内に来てもうすぐ1年になります。そして3月31日をもって協力隊を終えることになりました。今回の記事が最後になりますが、今まで読んでくださりありがとうございました。

この1年間を振り返ると、本当にたくさんの貴重な経験をさせて

頂きました。力不足で何かとご迷惑をお掛けすることも多々あったかと思いますが、役場のみなさんをはじめ、村のみなさんには本当に親切にして頂き、大変お世話になりました。この場を借りて心よりお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

今後もずっと佐那河内に住むことになりましたので、これからは村民として、今までとは別の視点と立場で、私なりに佐那河内の発展に寄与していけたらと思っています。

猶はしばらくお休みすることにしましたが、また落ち着いたら再開したいと思っています。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。



シカ革の藍染めを行いました▶▶



ワークショップに参加し、藍染めした革でポーチを作りました



村育通信

Vol.7

ちきゅうの教科書（Skype 授業特別編）

昨年度、Skype 授業の講師をしていた自転車冒険家の西川先生と、小学校6年生の卒業パーティーしている場所へサプライズ登場！ニュージーランドで最も有名なジュース『L&P』を持って会いに行ってきました。



今年度の放課後子ども教室に向けて、mpi 松香フォニックスの松香洋子先生の講演を行いました。英語界で知らない人はいないと言われる松香洋子先生の講演では、子どもも大人も一緒に、英会話活動を楽しみました。

自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を守りましょう

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

〈歩道を通行できる場合〉

道路標識や道路標示によって歩道を通行することができることとされているとき

13歳未満の子ども

70歳以上の高齢者

車道通行に支障がある身体障害者

車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、

歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

2. 車道は左側を通行

3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4. 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

夜間はライトを点灯

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5. 子どもはヘルメットを着用





見守る、気付く、助けあう

～高齢者とその家族を孤立させない佐那河内をめざして～

高齢者の介護は、考える以上に大変なものです。例えば、高齢者が重度の要介護状態にあったり、認知症の症状が見られたりする場合、介護している家族は、どう介護していくか悩んでいることがあります。

介護が長期にわたることも多く、家族だけで抱え込み、心身ともに疲れきって、追いつめられることもあります。高齢者だけでなく、介護している家族も何らかの支援が必要だと考えることが大切です。

あいさつを交わすといった日常生活での声かけや、高齢者や介護している家族がいつもよりも元気がないと感じたら「どうしましたか？」という、いたわりの言葉が、見守りや気付きの第一歩になります。

また、夜になっても部屋の明かりがつかないなど、小さなサインを見逃さないことも、助け合いの第一歩となります。

高齢者だけでなくその家族も支え、孤立させない佐那河内をめざしましょう。

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

さなごうちスポーツクラブ案内

5月

〈農振センター〉
2階和室

健康体操教室
20:00~21:00

〈村民体育館〉

卓 球
19:30~21:00
※バドミントン
20:00~22:00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

●お問い合わせ●

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679-2817 IP 5006

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
					パドミントン	
8	9	10	11	12	13	14
		健康体操教室		卓 球		パドミントン
15	16	17	18	19	20	21
					パドミントン	
22	23	24	25	26	27	28
		健康体操教室		卓 球		パドミントン
29	30	31				

3月7日(月)



6年生を送る会

今年は3人が卒業しました。卒業生からは学童施設での思い出、中学生になる抱負などを話してもらいました。

ジャンケン大会、クイズなどをして下級生との施設での最後のひとときを楽しく過ごしました。



日本赤十字社から、災害用炊き出しセット

3月18日、日本赤十字社徳島県支部東部地区より、災害用移動炊飯器をいただきました。この炊飯器は、皆さまより寄せられた日赤社費で設置しています。



ホップ!ステップ!!福祉!!

ふれあい昼食会では、年数回村内の保育所児童や小・中学生らとひとり暮らしの高齢者が相互に親睦を深めることを行なう一つとして取り組んでいます。



平成27年度は、10月22日(木)に小学校2年生、1月20日(金)に中学校1年生、2月17日(金)には保育所児童と交流しました。

参加した高齢者は、「若い子からは元気がもらえていいわ。」と交流出来ることを大変喜ばれていました。

紙おむつ支給事業のお知らせ

介護の必要な高齢者などに対して、紙おむつおよび尿とりパットを現物給付いたします。

◆対象者

- ・村内に住所を有し生活の主体が村内である人
- ・要介護認定申請を行い審査判定通知が要介護以上の人
- ・身体障害手帳1・2級の交付を受けている人
- ・療育手帳A・Bまたは精神障害者保健福祉手帳1・2・3の交付を受けている人

・常時おむつを必要とする人

◆対象外

・施設入所者および病院の入院患者

◆給付品目および給付範囲

対象者1人につき総額月7,000円の範囲内で袋単位での現物給付

◆申請方法

対象となる人は、申請書に該当する証明書を添えて提出してください。

・事業の実施は5月1日からです。

・該当にならない場合もありますので事前にお知らせください。

●善意銀行だより●

● 橘	一 雄 様	………	金一封
● 酒 井	康 博 様	………	金一封
● 安 芸	和 則 様	………	金一封
● 瀧 上	一 二 様	………	金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

佐那河内村地域包括支援センターだより

4月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

4月19日(火)	コーラス教室	ハイジ	13:30~15:00
4月25日(月)	いきいき体操教室	農振センター	13:30~15:30
4月26日(火)	健康料理教室	農振センター	10:00~13:00



「いきいき体操教室」は毎月開催しています！
鶯春夫先生の指導で、筋力アップ体操、体を使った楽しい脳トレを行います。膝や腰など痛みがあっても対応できる体操を指導してくれます。お気軽にご参加ください。

4月27日(水)	おしゃべりサロン	桜集会所	9:30~11:30
どなたでも参加できます。都合の良い時間にお越しください。			

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：大西・平岡・佐々木

個人情報に関する内容のため削除しています。

情報ボックス

マークの見方 時…時間 所…場所 対…対象
持…持ち物 問…問い合わせ先

日	曜	行 事 名	とき・ところ	備 考
4/13	水	ふれあい昼食会	時 11:00~14:00 所 嵐山生活改善センター	
19	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
20	水	老人会交流事業	時 10:00~12:30 所 保育所	春の野山を散策・草花遊び
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
25	月	いきいき体操教室	時 13:30~15:30 所 農振センター1階会議室	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
26	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
27	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
28	木	乳幼児相談	時 10:00~12:00 所 農振センター2階	
		わんぱく広場	時 10:30~ 所 保育所	子ども劇場来演
		1歳6か月、3歳児健診	時 13:10~15:00 所 農振センター2階	
29	金	小PTA授業参観総会	時 9:40~ 所 各教室、音楽室	
		中PTA授業参観総会	時 8:40~ 所 各教室、音楽室	
30	土	参観日、保護者会総会	時 9:15~11:00 所 保育所	
5/3	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
4	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
6	金	遠足、6年校外学習		
9	月	心配ごと相談・行政相談・人権擁護相談	時 9:00~12:00 所 農振センター1階会議室	
10	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
11	水	老人会交流端午の節句の集い	時 10:00~12:30 所 保育所	
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
12	木	ふれあい昼食会	時 11:00~14:00 所 農振センター1階	



「セリ、ナズナ、ゴヨウ、ハコベラ、ホトケノザ、スズナ、スズシロ、これぞ七草」

室町時代に活躍した歌人四辻善成の歌で、これが春の七草の始まりと言われ、ゴヨウはハハコグサのことである。

旧暦の1月7日に七草を摘んでまな板の上で「七草なずな唐土の鳥が日本の国に渡らぬ先にとんとんパタリとんぱたり」と唱いながら包丁でたたいて粥を炊き、才神に供え家族で食べた。冬に青物野菜の多くない時代、ビタミンなどの程よい補給となり、万病を払い家族の健康を願ったのである。

桃の節句にハハコグサの草餅を食べる風習が古くは中国から伝わった。しかし母と子が杵でつかれるのは縁起がよくないということで江戸時代からヨモギが使われるようになったようである。

また厄払いのために「母と子の人形」を作つて川に流したものを「御形」=「ゴヨウ」という。室町時代にはこの人形を保存して家に飾るようになった。これが現在の雛人形であり、「流し雛」の行事も各地で見られる。

呼び名の如くハハコグサは白緑色の体に黄色の花がよく似合い、温かくやさしい雰囲気のある野草である。村（青蓮寺の上に多い）では今が見頃である。（東）



鮭の押ししづし



《作り方》

- ①米は1時間前に洗い、水・出し昆布・酒をいれて炊き、蒸らした後飯台にうつし、Aの調味料を入れて、酢飯を作る。
- ②Bの卵は厚みのある薄焼き卵にし、人数分に切っておく。菜の花は塩ゆでし、1~2cmに切る。
- ③押し杵に酢飯1/2をいれておし、青じそ・卵を順番におき、残りのごはんを加えておし、最後に鮭フレークをおいて平らに押す。
- ④器の上において杵を取り、上に菜の花を飾り、紅生姜をそえる。

★ポイント★

牛乳パックを3分の1くらいに切って型として使う。



《材料(4人分)》

米	2合	A	酢	大3
出し昆布	4cm角		砂糖	大2
酒	大1		塩	小1弱
鮭フレーク	65g	B	卵	2
青じそ	6枚		砂糖	大1
紅生姜	8g		塩	少々
菜の花	4本		サラダ油	小1

しあわせごはん

ヘルスマイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

1人当たり
栄養成分

エネルギー
炭水化物

355kcal
62.2g

蛋白質
塩 分

11.5g
1.5g

脂 質

4.9g

No.85